

**「岐阜県環境学習ポータルサイト構築及び運用並びに
保守等委託業務」に関するプロポーザル募集要項**

令和3年6月
岐阜県 環境生活部 環境企画課

目次

第1	目的	1
第2	募集の内容	1
1	業務名	
2	業務内容	
3	委託業務期間	
4	委託費の上限	
第3	プロポーザルに係る事項	1
1	参加者要件	
2	企画提案書の作成	
3	プロポーザルの手続等	
第4	評価に係る事項	5
1	評価方法	
2	プロポーザル評価会議	
3	評価項目及び評価基準	
4	契約交渉の相手方の選定	
5	評価結果の通知及び公表	
第5	契約の締結	7
第6	業務の適正な実施に関する事項	7
1	関係法令の遵守	
2	業務の一括再委託の禁止	
3	個人情報保護	
4	守秘義務	
5	立入検査等	
第7	業務の継続が困難となった場合の措置	7
1	受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	
第8	問い合わせ及び提出先	8
別表1	プロポーザル評価基準	9

岐阜県環境学習ポータルサイト構築及び運用並びに保守等委託業務 プロポーザル募集要項

第1 目的

岐阜県では、第6次岐阜県環境基本計画の基本方針において、「未来につなぐ人づくり」を掲げており、県民の生活が環境にやさしいスタイルに変容し定着するよう環境保全意識の醸成を図ろうとしている。

また、持続可能な社会づくりの担い手を育む学びの機会がE S D (Education for Sustainable Development) であり、このE S Dの重要な分野の一つである環境教育（学ぶ側から見ると「環境学習」）の推進に向けては、学びの場である学校や地域住民と、企業・団体等の多様なステークホルダーとの連携が不可欠である。

この環境教育（環境学習）を支援し、次代の環境活動を担う県民の行動変容を促すため、県・市町村・企業・団体等の多様なステークホルダーが提供する講座、体験、教材及び環境学習関連情報等（以下、「環境学習プログラム」とする）を集約するとともに、これらの情報がだれでもどこでも入手でき、ワンストップで活用や申込みができる仕組みの構築が必要となる。

本委託業務は、上記の業務を円滑化するため、「岐阜県環境学習ポータルサイト」一式の構築及び運用並びに保守等業務を行い、県民等の利用者が環境学習に親しみやすく、環境学習プログラム提供者（以下、「提供者」とする。）にとっても活動を広く活用してもらいやすい仕組みを構築することで、環境に関する学びや環境保全に対する意識の向上、将来の環境保全を担う人材の育成を図るためのサービス提供を行うことを目的として実施するものである。

第2 募集の内容

1 業務名

岐阜県環境学習ポータルサイト構築及び運用並びに保守等委託業務

2 業務内容

別添「岐阜県環境学習ポータルサイト構築及び運用並びに保守等委託業務委託仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約の日から令和8年3月31日まで

4 委託費の上限

16,054,571円（消費税及び地方消費税含む）

なお、各年度の委託費の上限は以下のとおりとします。

年度	業務内容	委託費の上限
令和3年度	WEBサイトの設計・構築 環境学習プログラム等の収集・掲載	8,701,379円
令和4年度～令和7年度	WEBサイトの運用保守	1,838,298円（各年度）

第3 プロポーザルに係る事項

1 参加者要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人その他団体（以下、「単独法人等」という。）、又は複数の法人等で構成される団体（以下、「共同体」という。）であること。

単独法人等にあつては、以下①から⑩までのすべての要件を満たしていること。共同体にあつては、すべての構成員が②及び⑩を除くすべての要件を満たすことが必要であり、また、代表構成員は②の要件を満たすこととし、⑩の要件については構成員のいずれかが条件を満たすこと。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- ②評価会議の日までに岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されているものであること。
- ③役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- ④次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑤岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- ⑨県税等の公租公課について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- ⑩過去 5 年の間に、官公庁において、ホームページの作成及び個人情報を含むデータベースのシステム設計、構築及び運用・保守業務を行った実績があること。

2 企画提案書の作成

事業の企画提案書を様式 1、2 により作成してください。

別資料の作成も可としますが、原則として日本産業規格 A 4 縦型（一部 A 3 版資料折り込み使用可）とします。なお、企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

項 目	日 程
① 募集要項等の公表・配布	令和 3 年 6 月 29 日（火）～ 7 月 19 日（月）
② 募集要項等に対する質問受付	令和 3 年 6 月 29 日（火）～ 7 月 19 日（月）
③ プロポーザル参加申込受付	令和 3 年 6 月 29 日（火）～ 7 月 19 日（月）
④ 企画提案書の受付	令和 3 年 6 月 29 日（火）～ 7 月 29 日（木）
⑤ プロポーザル評価会議	令和 3 年 8 月上旬（予定）
⑥ 評価結果等の通知・公表	令和 3 年 8 月中旬（予定）

(2) 募集要項の公表・配布

① 配布日時

令和3年6月29日(火)～7月19日(月)

午前8時30分～午後5時15分(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

② 配布場所

岐阜県 環境生活部 環境企画課

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

※募集要項等は、岐阜県公式ホームページからも入手できます。

岐阜県トップページ>県政情報>入札・公売>公募型プロポーザル

※郵送での配布は行いません。

(3) 説明会の開催、募集要項等に関する質問書の受付及び回答の公表

① 説明会の開催

説明会は開催しません。

② 質問書受付期間

令和3年6月29日(火)～7月19日(月)午後5時15分まで

③ 質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書(別紙1)を岐阜県環境生活部環境企画課あてにFAX又は電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。)を添付し、提出してください。

FAX: 058-278-2610

電子メールアドレス: c11265@pref.gifu.lg.jp

④ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時(最終:令和3年7月21日(水)までに)、岐阜県のホームページ上にて公開します。

岐阜県トップページ>県政情報>入札・公売>公募型プロポーザル

(4) プロポーザル参加申込書の受付

① 参加受付期間

令和3年6月29日(火)～7月19日(月)

午前8時30分～午後5時15分(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

② 提出書類

ア 参加申込書(別紙2)

イ 共同体構成員同意書(別紙3) ※共同体の場合のみ

ウ 第3の1⑩の参加者要件を満たすことが分かる書類(契約書の写し等)

③ 提出方法

プロポーザルの参加希望者は、上記参加受付期間に岐阜県環境生活部環境企画課まで持参又は郵送にて提出してください。

郵送の場合も、令和3年7月19日(月)午後5時15分必着となります。発送する際は必ず「簡易書留」とし、期限内に確実に到着するよう余裕をもって送付してください。

(5) 企画提案書等、書類の受付

① 提案書受付期間

令和3年6月29日(火)～7月29日(木)

午前8時30分～午後5時15分(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

② 提出書類

ア 企画提案書（様式 1～2）

※募集要項、様式 1～2 及び業務委託仕様書に基づき提案してください。

イ 社会的課題への取組み（様式 3）

ウ 見積書（様式任意）

※募集要項第 3 の 3（7）に留意してください。

エ 法人等に関する書類

（ア）法人等概要書（様式 4）

（イ）履歴事項全部証明書（提出日において発行日から 30 日以内のもの）

（ウ）直近 2 事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの

※共同体的場合、上記エ（ア）及び（ウ）は、すべての構成員について提出してください。

オ 誓約書（様式 5）

カ 共同体に関する書類 ※共同体的場合のみ

（ア）共同体構成員届出（様式 6）

（イ）共同体協定書の写し（様式 7）

（ウ）委任状（様式 8） ※構成員ごとに別様で提出してください。

キ その他、独自提案内容の説明に必要な資料

③ 提出部数

9 部（正本 1 部、副本 8 部）

④ 提出方法

令和 3 年 7 月 29 日（木）午後 5 時 15 分までに岐阜県環境生活部環境企画課まで持参又は郵送により提出してください。

持参による受付は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）とします。なお、提出は紙によるものとし、電子メールや電子ファイルの提出は受け付けません。

郵送の場合も、令和 3 年 7 月 29 日（木）午後 5 時 15 分必着となります。発送する際は必ず「簡易書留」とし、期限内に確実に到着するよう余裕をもって送付してください。

⑤ 注意事項

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集要項に違反すると認められる場合

オ 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

キ 事業者評価終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

ク その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとし

ます。

- ③ 複数提案の禁止
プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。
- ④ 提出書類の変更の禁止
提出期限後の提出書類の変更、差替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）
- ⑤ 返却等
提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ⑥ 費用負担
企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。
- ⑦ その他
 - ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、期限までに企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
 - イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。
 - ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
 - エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前営業日の正午までに、辞退届（任意様式）を岐阜県環境生活部環境企画課に持参又は郵送により申し出てください。また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

(7) 見積書作成に当たっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。なお、提案金額は年度毎、業務毎に内訳を明記してください。
- ② 見積書は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含んだ総額を記載することとし、消費税等相当額を含むときは、当該額をうち書きとして記載してください。
- ③ 事業における人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえて適切な水準を設定してください。
- ④ 宛先は「岐阜県知事」とし、代表者の印鑑を押印してください。また、積算を明示してください。

第4 評価に係る事項

1 評価方法

提案の評価は、県が別に定める構成員により組織された「岐阜県環境学習ポータルサイト構築及び運用並びに保守等委託業務プロポーザル評価会議」において行います。

なお、提案者の評価に当たっては、評価項目及び評価基準（別表1）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

2 プロポーザル評価会議

- (1) 開催日時
令和3年8月上旬（予定）
- (2) 開催場所
岐阜県シンクタンク庁舎（岐阜市藪田南5-14-12）（予定）

※改めて、参加者へ通知します。

(3) 企画提案の所要時間（1参加者あたり）

- ① プレゼンテーション 20分以内
- ② 構成員からの質疑 15分程度

(4) 注意事項

- ① 開催日時及び開催場所、各参加者の開始時間は、後日通知します。
- ② パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。受付期間内に提出した資料のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ③ プロポーザル参加者は他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ④ プレゼンテーション参加人数は1提案者あたり2名までとします。
- ⑤ 指定の時間に遅れた場合は、評価会議への参加を認めません。

3 評価項目及び評価基準

別表1「評価項目及び評価基準」のとおり

4 契約交渉の相手方の選定

(1) 選定方法

発注者が別に定める「岐阜県環境学習ポータルサイト構築及び運用並びに保守等委託業務」プロポーザル提案評価要領に基づき、評価会議において次のとおり選定します。

ア 評価会議構成員において別表1の評価基準に基づき評価し、提案者ごとの合計点を比較して順位を付けます。

イ 順位点として、1位には提案者数と同一の点数（例えば、提案者数が5者であれば5点。）、2位以下には順に1点ずつ減じた点数を順位点として付与します。ただし、同順位の提案者が複数あるときは、当該順位点及びその下位にあって空位となる各順位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数とします。

ウ 提案者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付けます。

ただし、順位点の合計が同点の場合は見積額が少ない者を高い順位とします。

なお、同点かつ見積額が同額の場合は、同者らによるくじ引きにより決定します。

エ 最も順位が高い者を最優秀提案者として決定します。

オ アの評価会議構成員の評価点の合計が評価点上限の合計点の60%を基準点として、基準点を満たさない提案者は選定の対象としません。

(2) 提案者が1者の場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。

(3) 提案者がいない場合の取り扱い

提案者がいない場合は、再度公募を行います。

5 評価結果の通知及び公表

評価結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。なお、電話等による問い合わせには応じません。

- ①最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- ②全提案者の名称（申込順）
- ③全提案者の評価点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は秘匿）
- ④最優秀提案者の選定理由

- ⑤評価会議構成員の氏名
- ⑥最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由
なお、提案者が2者の場合、③は公表しません。

第5 契約の締結

- 1 最優秀提案者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格者停止措置を評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しません。
また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格者停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除します。
- 2 選定した最優秀提案者と県とが協議し、委託業務にかかる仕様を確定させた上で契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と県との協議により必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変わる場合があります。また、委託契約額は、県の予算の範囲内において、確定した仕様書の内容に基づく最優秀提案者の見積額とします。
なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価点が次に高い提案者（基準点を満たした者に限る。）と協議を行うこととします。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、委託業務の実施にあたり関連する法令等を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

4 守秘義務

受託者は、業務上知りえた情報を厳重に管理し、関係者以外の者に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはなりません。また、委託業務終了後も同様とします。

受託者の雇用人が、異動、退職等により本委託業務を離れる場合についても、受託者はその者に対し取得情報を秘匿させなければなりません。

また、再（々）委託先においても受託者と同等の守秘義務を負うものとします。

5 立入検査等

業務の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行うことができるものとします。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置

契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しをすることができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとし、ます。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとし、ます。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとし、ます。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することにより、契約を解除できるものとし、ます。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供することとし、ます。

第8 問い合わせ先及び提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 (県庁6階)
岐阜県 環境生活部 環境企画課 環境企画係
TEL : 058-272-1111 (内線 2696)
FAX : 058-278-2610
E-mail : c11265@pref.gifu.lg.jp

プロポーザル評価基準

プロポーザル評価は、企画提案書、見積書等の関係書類及び参加者からの説明について、以下の評価基準に基づき実施する。評価点の満点は105点とする。

1 環境学習プログラム及び環境学習関連情報の収集・掲載等

評価項目		評価基準点				
		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
①	<環境学習プログラム及び環境学習関連情報の収集> ・環境学習の取組、講座及び体験等のコンテンツを持つ企業・団体・指導人材等の幅広い主体から、環境学習プログラムを収集するための方針・方法等について提案されているか。	20	16	12	8	4
②	<環境学習プログラムの予約受注及び手配業務> ・本事業の趣旨や、各主体からの問い合わせ内容を正しく理解し、予約の受注から、関係者の連絡調整、実施後の履行確認及び精算まで、円滑に進められる仕組みが提案されているか。	15	12	9	6	3
③	<広報・周知> ・本事業で活用を想定している利用者又は提供者から本事業が積極的に活用されるよう、県民、企業、団体等に対する効果的な広報・周知の方法が提案されているか。	15	12	9	6	3
小計		50点満点				

2 ポータルサイトの設計・構築・運用・保守

評価項目		評価基準点				
		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
①	<共通事項> ・本事業の目的に沿って、利用者が環境学習に親しみやすく、提供者にとっても活動を広く活用してもらいやすい仕組みとなるようなサイトの名称、構成、コンテンツ・機能、レイアウト等について提案されているか。	10	8	6	4	2
②	<環境学習プログラムの閲覧・利用申込ページ> ・本事業で活用を想定している利用者が、環境学習プログラムの検索、閲覧、利用申込といった流れをサイト上で容易に完結できるページの構成や内容が提案されているか。	10	8	6	4	2
③	<サイトのメンテナンス保守管理業務> ・安定的に保守管理し、セキュリティ対策やトラブル時の対応が担保される提案となっているか。	10	8	6	4	2
小計		30点満点				

3 実施体制等

評価項目		評価基準点				
		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
①	・事業の実施に必要な実施体制を整え、業務遂行能力の高い事業者であるか。また、スケジュールは妥当かつ現実的なものか。	10	8	6	4	2
②	・本事業に類する事業の実績を有しているなど、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かすことが期待できるか。	5	4	3	2	1
③	・見積書の積算金額は妥当か。また、事業に要する費用と目標・効果とのバランスはとれているか。	5	4	3	2	1
小計		20点満点				

4 社会的課題への取組みに関する評価

評価項目		評価基準点				
		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
①	仕事と家庭の両立	3	2	1	0	
②	障がい者雇用	1				0
③	若者の採用・育成	1				0
小計		5点満点				